

指定管理者申請時に提出する納税証明書について

募集要項に定める「過去3年分の法人税、消費税、地方消費税及び源泉徴収税並びに都道府県民税及び市町村民税（法人以外の団体にあつては、代表者に係る所得税並びに都道府県民税及び市町村民税）を滞納していないことを証する書類」については、次の書類を提出してください。

なお、非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。

証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限り、コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限り、提出してください。

また、法令等に基づき税の徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書その他徴収猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。

1. 法人の場合

（1）法人税・消費税及び地方消費税・源泉徴収税（源泉所得税）

税務署が発行する、次の税目について未納の税額がないことを証明する納税証明書を提出してください。

- ・法人税
- ・消費税及び地方消費税
- ・源泉所得税

（2）都道府県民税

本社（本店）で協定書を締結する場合は本社（本店）所在地、支店等で締結する場合はその所在地の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出してください。なお、未納の税額がないことを証明する証明書が発行されない場合は、代替書類として法人事業税及び法人都道府県民税に係る納税証明書その他当該都道府県が発行する納税証明書を提出してください。

（3）市町村民税（法人市民税）

本社（本店）で協定書を締結する場合は本社（本店）所在地、支店等で締結する場合はその所在地の市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出してください。なお、未納の税額がないことを証明す

る証明書が発行されない場合は、代替書類として法人市民税に係る納税証明書
その他当該市町村が発行する納税証明書を提出してください。

2. 法人以外の団体の場合

(1) 所得税・消費税及び地方消費税

税務署が発行する、代表者に係る次の税目について未納の税額がないことを
証明する納税証明書を提出してください。

- ・申告所得税
- ・消費税及び地方消費税

(2) 都道府県民税

代表者に係る都道府県が課税する税について、未納の税額がないことを証明
する書類を提出してください。なお、未納の税額がないことを証明する証明書
が発行されない場合は、代替書類として当該都道府県が発行する納税証明書
(個人事業税を納付した納税証明書等)を提出してください。

(3) 市町村民税

代表者に係る市町村が課税する税について、未納の税額がないことを証明す
る書類を提出してください。なお、未納の税額がないことを証明する証明書が
発行されない場合は、代替書類として市町村民税に係る納税証明書その他当該
市町村が発行する納税証明書を提出してください。